

【 処置 】

５９３ 絆創膏固定術（足部捻挫）の算定について

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

足部捻挫に対する J 001－２絆創膏固定術の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

J 001－２絆創膏固定術については、厚生労働省通知※に「足関節捻挫又は膝関節靱帯損傷に絆創膏固定術を行った場合に算定する」と示されており、足と足関節とでは部位が異なる。

以上のことから、足部捻挫に対する J 001－２絆創膏固定術の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について